

○加藤課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」第8回を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、本日もお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、事務局に異動がありましたので、新たに着任した保育課長の異から、御挨拶をさせていただきます。

○異保育課長 この6月に保育課長に着任いたしました異でございます。よろしくお願いいたします。

この保育指針ですけれども、改定作業に当たりまして、これまで7回の議論がなされまして、本日は、中間とりまとめ案を提示し、御議論いただくことになっております。

保育所の保育指針につきましては、日本の保育の基本となるものでございまして、保育の内容の充実あるいは保育の質の向上が図られるよう、皆様の活発な御議論を期待しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○加藤課長補佐 初めに、いつものことですが、専門委員会の運営に当たりまして、視覚・聴覚障害をお持ちの方への情報保障の観点から、発言者は挙手をいただき、挙手をした発言者に対して、委員長から指名をいただく。指名を受けた発言者は、氏名を名乗ってから御発言いただくという形での運営をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、本日は、議事次第と資料1-1、1-2、資料2となっております。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本日は、委員の皆様の中で、安達委員、松井委員、和田委員におかれましては、所用により御欠席と伺っております。

以降の議事進行につきましては、汐見委員長、お願いいたします。

○汐見委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

お暑い中お集まりいただきありがとうございます。

議題(1)「本日の中間とりまとめ(案)について」を、事務局よりまずは説明をお願いしたいと思います。

○楠目企画官 失礼いたします。保育課企画官の楠目でございます。

それでは、資料1-1「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ(案)」につきまして、御説明させていただきます。

資料1-1の表紙をおめくりいただきまして、裏表紙に目次を示させていただいておりますが、構成につきましては、前回、中間まとめの骨子を御議論いただいた際のもと同内容となっております。

初めに「序 保育をめぐる近年の状況」につきまして記載をさせていただきまして「1. 保育所保育指針の改定の方向性」につきまして、5つの柱で整理してまとめさせていただいております。

それを踏まえまして「2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し」といたしまして、具体的な章構成の案についてお示しさせていただいております。

最後は「3. その他の課題」といたしまして、小規模保育、家庭的保育等への対応などについて記載をさせていただいているところでございます。

以下、順次御説明させていただきます。

右側の1ページ目の序章では、平成20年以降の保育をめぐる状況の変化について、記載をさせていただいております。具体的には、子ども・子育て支援新制度の施行、それに伴う0歳から2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加、子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加といった課題等がありますことをお示しさせていただいております。

今回は中間まとめとなりますので、今後の予定につきましても、最終の段落でお示しさせていただいているところでございます。

次の2ページ目からは「1. 保育所保育指針の改定の方向性」ということで、5つの柱で方向性をまとめているところでございます。

まず「(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実」ということで、この時期の保育の重要性や0歳から2歳児の利用率の上昇等を踏まえまして、3歳以上児とは別に項目を設けるなど、記載内容を充実するという方向で全体をまとめさせていただいているところでございます。

具体的には、2ページをごらんいただきますと、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性でありますとか、基本的信頼感の形成や学びの芽生えといった意義を記載しております。3ページ目は、さらに、保育の内容の記載のあり方や、考えられる具体的な保育の内容の例を記載しているところでございます。

4ページ目は、2つ目の柱の「(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ」といたしまして、保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえまして、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や、保育の計画、評価のあり方等について記載内容を充実すること、主体的な遊びを中心とした教育内容に関しましては、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保するといったことなどについて、まとめさせていただいているところでございます。

具体的には4ページにございますが、幼児教育の一翼としての保育所保育の意義でありますとか、教育内容についての記載のあり方、5ページに行ってくださいまして、教育的活動の意識的な設定や、保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮といったことについて記載をさせていただいております。

6ページ目の「(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し」におきましては、子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえまして、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直すという方向性でまとめさせていただいております。

具体的には、6ページにございますが、健康支援に関することとありますとか、食育等に関する記載の充実、7ページに参りまして、安全な保育環境の確保や障害のある子ども、特別な配慮を要する子どもへの対応に関すること、さらに8ページの災害への備えといったことについて、記載をさせていただいているところでございます。

続きまして「(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」におきましては、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するということや、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要となっていることを踏まえまして、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改めまして、記載内容を充実するという方向でまとめさせていただいております。

具体的な記載といたしましては、今、求められている子育て支援や、保護者と連携した子どもの育ちへの支援に関すること、9ページ目の多様な保育の充実、虐待対策、地域における子育て支援事業との連携について、記載させていただいているところでございます。

最後の「(5) 職員の資質・専門性の向上」におきましては、専門職としての保育士等の資質向上につきまして、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実するという方向でまとめさせていただいております。

具体的には9ページにございますが、保育士の専門性の向上と新たな課題への対応が必要となっていることとありますとか、次のページの職場における研修機会の確保や、キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化について、記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、11ページ目は「2. 改定の方角性を踏まえた構成の見直し」ということで、まずは「(1) 構成の見直しの方角性」につきまして、大綱化の方角性は維持しつつ、必要な章立ての見直し等を行うことが適当であるといったことなど、これまでの御議論をまとめさせていただいているところでございます。

次のページでは「(2) 具体的な章構成(案)」ということで「(1) 構成の見直しの方角性」を踏まえて、今回の保育指針の改定における具体的な章構成の案を示しているところでございます。

次の13ページ目におきましては「3. その他の課題」ということで「(1) 小規模保育・家庭的保育等への対応」でありますとか「(2) 周知に向けた取組」では、解説書の作成など周知に向けた取組に関すること、最後の「(3) 保育の質の向上に向けて」におきましては、保育の質の向上に向けた取組の重要性といったことに記載をさせていただいているところでございます。

15ページ以降は参考資料でございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、資料1-2につきましては、ただいま御説明申し上げました保育所保育指針の中間まとめの概要について、1枚で一覧できるように概要を取りまとめたものでございますので、御参照いただければと思います。

「背景」の部分は序章に当たるところでございます、その後、1・、2・、3・と概

要を記載しております。あわせまして、右下で今後のスケジュールについても記載をさせていただいているところがございます。

続きまして、資料2「幼児教育部会における取りまとめ(案)」は、幼稚園教育要領の改定の議論に関する資料でございますけれども、7月19日に中央教育審議会の教育課程部会でも配付された資料でございます。前回の会議の際に配付させていただいた資料から文言の修正等が入っておりますので、こちらも御参照いただければと思います。

御説明については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○汐見委員長 ありがとうございます。

中間まとめの案の案に対して、委員の皆様からさまざまな形で御意見を寄せていただいていますし、既にこの検討委員会の中で出された意見についても、私の見るところ、かなり丁寧に反映していただいているという印象がございますので、きょう、もし中間まとめとしてまとめる前に、こういう意見だけは言っておきたいということがございましたら、お聞きしたいと思いますが、できたらこの案に対して、今、皆様がどのようにこれを受けとめておられるかというあたりについての御意見をお伺いしたいと思っております。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 ありがとうございます。清水です。よろしく願いいたします。

2点発言させていただきます。1つ目は、保育所保育という表現を使っただき、ありがとうございます。指針の中で、保育所保育を強調することで、保育所保育が家庭における保育とは一線を画するものであることが強調できると思います。

このことは、保育所保育を担う保育士の専門性の向上にもつながると思います。保護者に対する保育に関する指導を行う保育ですけれども、それが恐らく、今後、議論になるかなど。保育所保育なのか、それとも、家庭における保育に係ることなのか。

私は、保育所保育でもよいと思います。指導の仕方を工夫すれば、それが家庭における保育に生きますし、この中で、子育て支援等が入っているところにも十分生きてくると思います。

もう一つ、保育所保育を強調することで、細かな表現に注意を向けていただけたらと思うのですが、これまで保育指針と約されてきた部分ですが、これであれば、保育所保育の指針なのか、それとも、保育所の保育指針なのか曖昧になるかなと思いますので、最終的に出す段階で、保育指針という表現で使っているところを顧みていただけたらと思います。

2つ目の意見ですけれども、3歳以上の部分の「ねらい及び内容」の「内容の取扱い」の部分において、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と、これは完全に一致させる必要があるのかなと私は思います。

少しでも違えば、子ども・子育て現行システムの構築の精神である、世界に誇る幼児教育・保育を全ての子にとという大きな目標に反する部分が出てくるかなと思います。

現行の子ども・子育てのシステムでは、保育所と幼稚園の関係について、3つの目標を目指していました。その一つが、世界に誇る幼児教育・保育を全ての子にとということでした。

保育所保育指針と幼稚園教育要領が告示のレベルで違えば、世界に誇れるかどうかというところとちょっと弱いかなと思います。世界に誇るとは、各園が誇るのではなくて、国が誇るということを見ると、国レベルでは、完全に統一しておくというのが、今の新しいシステムが動き出した段階では求められることではないかと思います。

ひょっとしたら、保育所が忙しくて幼稚園と同じことがやりにくいという現実があるかもしれませんけれども、それはある意味次の問題かなという気がいたします。業務の整理であったり、効率的な方法や開発であったり、場合によっては幼稚園教育のほうも全体的な計画の中で変えていく必要があるかもしれません。

それは、保育の実施主体である市町村、基礎自治体の責任かなと思いますので、国のレベルとしては完全に一致させるという方向が望ましいと思います。これに伴って、きょうの資料のポンチ絵の左の真ん中の(2)に「主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保」という表現が使われていますけれども、本体では「引き続き」ではなく「さらなる整合性」という表現が入っていましたので、できれば私としては、どちらも「完全な整合性を確保」としていただきたいところなのですが、どこまでどうなるかはわかりません。

以上、2点発言させていただきました。

○汐見委員長 ありがとうございます。

今の清水委員のような形で結構ですので、御自由に御感想を発言していただきたいと思っています。

山縣委員、お願いします。

○山縣委員 関西大学の山縣です。

この案の内容につきましては、既に幾つか意見を言わせていただいていますし、自分の立場もそれなりに自覚していますので、現段階では、これを私は受けとめていこうと思っています。

それを踏まえ、今後のこととして4点お願いします。

一つは、12ページの基本的な構成案のところになります2章の「4 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という見出しがあります。これは、使い方によっては非常に危険で、誤解を招く可能性があると思っています。若い人はわからないと思いますが、私たち世代は「望ましい人間像」とか「期待される人間像」と言われると頭が大混乱する世代でして、望ましさあるいは育ってほしい姿を強調し過ぎた結果、その姿と自分の子どもとの差が見え過ぎるという表現にならないような配慮をお願いしたいと思っています。

基本的には専門家が見るものですが、保護者の方々も見られるということですので、その記載は配慮いただきたいと思っています。

2点目は、お願いという部分と確認と、若干重なっている部分があるのですが「第2章 保育の内容」の第3節で、今、清水委員が少し言われた部分ですが、現在の保育所保育指針では、養護と教育を同一の章で書いているために、この5領域についての見出しは「教育」となっています。教育の「ねらい及び内容」となっているはずですが。

今回、養護を別のところに持っていったのですが、そこで保育にすることについて、私は保育でいいと思っていますけれども、考え方によっては大きな変化だと思います。教育としていた部分を保育まで広げてくる。保育所でいう保育は養護を含めているという解釈ですので、そうすると、先ほど清水委員が言われた部分と少しニュアンスが変わってきまして、完全に一致させていいのかどうか。

幼稚園の場合は、学校教育を指しているということになりますから、あるいは認定こども園の場合も3歳以上の一部は学校教育を指すことになりますので、この言葉遣いをどう表現するかについても、今は案ですから特に修正してほしいとは言いませんけれども、次の検討をされる方々にぜひお願いをしたいと思います。

3点目は、同じく今の関連するところで、1章の「2 養護の理念」ですけれども、これも総則に持っていくことについて、私は積極賛成派ではありませんが、皆さんの総意でこれについては了解するという前提です。前回も言いましたように、それでも、なおかつ、養護と教育の一体的提供という言葉はどこかでしっかりと書き込んでいただきたいと思っています。これが3点目です。

最後になりますけれども、これは保育指針よりも、今度は認定こども園の教育・保育要領に関するお願いなのですが、第2章の1から2節で、実は、今の認定こども園の教育・保育要領は幼稚園ベースでここが書かれています。幼稚園教育要領ベースで書かれています。

ですから「ねらい」は3項目一緒なのですが、内容は幼稚園とほぼ同じで、10項目なら10項目でそろっている。保育所の場合は12項目あるけれども、幼稚園は10項目だと。認定こども園も10項目だと。そういう形になっています。ということは、乳児とここでいう1歳、2歳のことが、基本的に認定こども園のところに余り入っていないという構成になっているはずですが。

そこをぜひ、認定こども園の場合は、0歳からいることを前提とする仕組みですから、そのことを、それこそ整合性という意味ではそのまま持っていくぐらいの覚悟があってもいいのではないかと思います。

表現が変わってもいいですけれども、とにかく0から1歳がいるということをしかりと認定こども園の関係者、特に幼稚園ベースで、幼稚園由来の認定こども園の方は幼稚園教育要領とこちらしかありませんから、0、1、2のところ非常に薄くなってしまっている。そこを意識した検討をお願いしたいということです。

さらに、認定こども園に関して言えば、これも前回言いましたが、認定こども園の教育・保育要領には、養護と教育の一体的提供という言葉が一言も入っていないくて、教育と保育

の一体的という言葉になっています。

ここも「一体的」をどう使うか、使い分けるかは別にして、そちらのほうも養護と教育をあわせた保育をしっかり位置づけてほしいという希望を持っています。

最後は同じく認定こども園になりますが、これも主張してきたところですが、保育所の場合は、子育て支援は努力義務です。それにもかかわらず、指針の中にきっちり入れ込んでいる。認定こども園は義務です。義務にもかかわらず、特別に配慮すべき事項だったか、しかもその、若干不愉快なもので言うと、教育の標準時間の後に行われる教育のさらにその後ろら辺にちょこっと書いてあるという構造になっていまして、義務であるものはきっちり位置づけるべきではないか。そこをぜひ、認定こども園の教育・保育要領で検討をお願いしたいと思っています。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

最後の意見については、本日の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の検討会の議論の中でも出ておりました。

どうぞ、よろしく願いいたします。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 堤ちはるです。

6ページ、7ページにございます食育に関することにつきましては、これまでに私が出させていただいた意見を網羅しておまとめいただきましたことに感謝申し上げます。

10ページにあります「職場における研修機会の確保」なのですが、1行目で「保育士の研修機会としては」ということで、その後の部分の「キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化」で、ここは保育士と限定されていて、資料1-2の図を見ていただきますと「1. 保育所保育指針の改定の方向性」の「(5) 職員の資質・専門性の向上」で「専門職としての保育士等」となっているのですが「等」という字が入っています。

調理員につきましても、保育所では必置なので、今まで調理員の研修といいますと、献立調理が主であったかと思うのです。以前のこの委員会でも私は発言させていただいたのですが、やはり子どもの育ちの学びを調理員の方にもしていただくことが、その子どもに適した調理をすることにつながりますので、まずは、調理をする専門家であると同時に、児童福祉施設である保育所の職員の一員としての学びも調理員として必要であるということも含めまして、こちらの本文の10ページでも「保育士など」というか「等」というような文字を入れていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○汐見委員長 わかりました。

このあたりの言葉遣いは非常に、先ほどの清水委員のあれもありますけれども、丁寧にやっていかなければいけないですね。

「保育士等」と安易に使いますと、専門性が必ずしも、例えば子育て支援員と同じなの

かということがありますから、はっきり「保育士」として分けたほうが良いという問題もありますので、文脈文脈で丁寧に使っていくことが大事になってくると思います。

ありがとうございます。

お願いします。

○村松委員 村松です。よろしくお願いします。

私たち仲間の意見を丁寧に取り上げていただきまして、本当にありがとうございました。

活動してまいりました食育についての、自園調理につきましても、それが望ましい方向であるのだということを記載していただいたこと、本当にありがたいと思っております。

あとは、職員の資質・専門性ですけれども、ぜひその倫理綱領について、私たちはこれに基づいてきちんとした人格を持って保育に当たらなければいけないと思っております。今回はさらっと「倫理観に」と書かれていますけれども、そこは解説書でもいいのですが、きちんと書き込んでいただいて、倫理綱領があるということを全ての保育に携わる人たちが自覚していただけるといいかなと思っております。

私たちの倫理をきちんと文章化したものは、この保育士会の倫理綱領がまずはあるのではないかと思っておりますので、ぜひそこを大事にしていきたいと思っております。

子どもの権利侵害の部分でも非常に問題が起きておりますし、さらに、さまざまな企業の方たちが保育の現場に入ってきているという状況では、なお、丁寧にこの権利侵害をしてはいけないのだということも、指針本体ではなくて、解説書でも結構ですが、きちんと太い字で書いていただけるくらいの気概をいただくとありがたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○汐見委員長 今まで出た論点について、御説明は事務局からございますか。

○楠目企画官 御意見をいただきまして、ありがとうございます。

最初の清水先生からいただきました、1点目の保育指針という語の使い方なのですけれども、一応、中間とりまとめでは、最初の初出の部分は保育所保育指針と書かせていただきまして、その後は、略称として、保育指針という形で使い分けをさせていただいております。

また、3歳以上の内容をすべて統一すべきということは、理想として関係者の方々から多く頂いている御意見だということは承知しておりまして、できる限り整合性をとってまいりたいと思っております。幼稚園で基本的に学年制とか学級制がとられているのと、保育所の場合、異年齢の集団の保育とかをしている例などもあり、保育所保育指針では、発達の段階に応じた書き方と、あとは5領域という形で示しているという違いもあります。そうした制度的なことから統一が若干難しい部分もあるかもしれないのですが、いずれにしても、内容面に関しては、前回改定から内容はほぼそろってきていると思いますので、そうした整合性は、先生がおっしゃっている御趣旨を踏まえて、整合性を図ってまいりたいと考えております。

山縣先生から御意見をいただいた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のところは、



十分に配慮して、告示化をする際等に、よく幼稚園などとの並びも踏まえながら十分配慮して記載していきたいと思います。

養護と教育の一体的な提供については、理念として変わっていないことは踏まえた上で、章構成等をお示ししているつもりなのですが、なお、誤解がないように、十分注意して記載をしていきたいと思います。

0歳から2歳の部分、今回は保育指針の方を充実するという方向性を出しておりますので、認定こども園の議論の方にもこれが反映されるように、我々としても機会を捉えて御意見等を申し上げていきたいと考えております。

堤委員からいただきました職員の資質向上のところですが、これまでの専門委員会の議論では、保育士の専門性の向上等について、特にキャリアアップ等の課題が出ておりましたので、そういったところを充実すべきということで、今回の中間とりまとめでは、その方向性を入れさせていただいたところです。一方で、中間とりまとめの概要の方では、まず、そもそもの、現行では第7章ですが、第7章自体は、保育士等を含めて全体の職員についてのことを記載しておりますので、そうしたことも踏まえて、こちらで「保育士等」という文言を使わせていただいたのですが、それについて、実際、改定の議論に出てきたのは保育士さんの話が中心でしたので、本文はそのように記載がされているところがございます。きょう、御意見をいただきましたので、少しその御趣旨、それぞれの職員が専門性を発揮して保育に当たるのが重要というのは、現行の指針でも十分入っているところがございますが、どのように中間とりまとめに反映することが可能かは、委員長とも御相談させていただきたいと思います。

あとは、倫理綱領等の解説書のことにつきましては、別途改めて御相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

○汐見委員長 これまでに既に出していただいている意見について、かなり御丁寧に反映させていただきありがとうございます。それでも、論点として残ることが多少あります。それは最終まとめまでに何とかもう少し詰めていきたいと思っています。

山縣委員がおっしゃった、幼児期の終わりまでということについては、これはもともとこの委員会の中で出てきたというよりは、幼保小連携の中教審のあれから出てきているところがあるのですが、文科省の教育要領の委員会の中でも、この言葉で10の姿が出てきているのですが、私が読んだところでは、皆さんが議論しなければいけない余地が残っている。

例えば「幼児期の終わりまで」と書いてあるところと「5歳児の終わりまで」と書いてあるところが文科省の文書に実はあるのです。

これはかなり概念が違いうだろうと。つまり、卒園までにというのと、幼児期の終わりまでにというのは違う。昔、岩波で現代社会の発達教育という講座をやったときに、幼児期とはいつごろまでを言っているのか。

みんなで議論して、大体7歳だろうと言われたのです。だから、小学校1年生あたりまでは幼児期として心理的なカテゴリーでくくったほうがわかりやすくなったと。そうすると、幼児期の終わりまでだと、そういう解釈をしてしまうと、つまり、年長と1年生の終わりまでということになってしまいますが、カリキュラムをある程度一緒につくらなければいけないことになってしまいますよね。

そのようなことはまだ十分議論されていないことで、この幼児期をどこまでとるかは、それも含めて、余りそれを到達目標的な人間像にはしてほしくないというごもっともな御意見なのですが、まだまだ議論しなければいけないことがある。

ただ、これも3つの柱から出てきて、こういう力をとということで、5領域の中はかなり書かれている言葉なのですけれども、もう少し小学校の先生から見ても、例えば自立心がこの程度育ってきてほしいということがあって、今までの要領よりは、小学校の先生にとっては取っつきやすい形になるだろうということですので、それと同じにするかどうか。

保育指針もその方向でやっていこうということですよ。そこでまた、具体的なあれが出てきたら、いろいろ意見をいただきたいと思っていますが、ありがとうございました。

ほかにどうぞ、お願いします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 和洋女子大の鈴木です。

丁寧にとめていただき、本当にありがとうございました。眠りであるとか食であるとか、一人ひとりに沿ったというか、合わせていくという細やかさが十分出てきていると思います。

私は、今回の指針の一つの大きな特徴として、保育所にもきちんと幼児教育があるのだということは、出していいと思っております。

保育所の中での幼児教育の積極的な位置づけが、今回、すごく重要で、だからこそ、就学の時点で、どこで保育を受けても、子どもたちの育つ姿にあるイメージを持っていくということは大事なことだと思うからこそ、5領域は、私は完全に逆に一致したほうがいいと思っています。

ここに関しては、整合性をきちんととるというところを、私はお願いしたいと考えています。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございました。

どうですか。お一人最低一言はしゃべって、大方委員、お願いいたします。

○大方委員 とても丁寧にとめていただきまして、感謝申し上げます。わかりやすく整理ができたかなと思っています。

今のこともあるのですけれども、多様な働き方への対応が今回の保育所保育で非常に求められていることと、小規模保育・家庭的保育への対応も、この指針の中でわかりやすく理解されることを考えていったときに、保育の計画及び評価は総則の中に大きく位置づけ

ていただいたのですが、具体的にクラスの先生が指導計画を立てていくときに、保育の内容の実施上の配慮事項に入ってくるのか、運営の総則を見ればそこに年間計画なり月案の作成の手順があるのか。その辺をまた、今後の議論の中で教えていただけたらいいのかなと。

その中で、さまざまな働き方があって、子どもの理解があった上で、具体的な計画の中できちんと育っていくのだという道筋が見えるといいのかなと。その辺の位置づけだけ、またお願いしたいと思いました。

ありがとうございました。

○汐見委員長 ありがとうございました。

形の上では4章をなくして総則に入れるのだけれども、幼稚園教育要領の場合は、教育課程から計画の立て方はそんなに詳しく書いていないのです。各園の自主性に任せるといふ原則だけを書いてあるので、今回、そういう形にするのか、もう少しそこを丁寧に書くのかは、これからの論点だと思います。

ありがとうございました。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員 これまでの議論をすばらしくまとめていただいて、心から感謝を申し上げます。

私は今、中間の取りまとめという作業の状況の中であって、改めて問われていることがあるのではないかと感じているのです。それは先日、神奈川で起こった事件の中で、人権感覚が私たち日本の国民の中でどのように醸成されて形づくられているのか。一人ひとりかけがえのない存在なのだ。それが障害を持っていようが、どういう状況であろうが、誰もその人の存在を否定することはできない。

そういう事柄を、ここで私たちが保育を語るのであれば、どこかで語っていかなければいけないのではないかと。保育指針には、実は解説書には、子どもの権利条約のことが書かれていたり、権利ということが大事にされているのだと思います。

先ほどの倫理綱領の話も含めて、子どもたちが一人ひとりの能力、価値をはかる物差しはないのだと。一人ひとりとは違っているからこそ比べられないほど、一人ひとりかけがえのない存在なのだということをどこかで理念の中で語っていく必要があるのではないかと。改めてそこは問われているのではないかという気がいたします。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございました。

砂上委員、お願いいたします。

○砂上委員 千葉大学の砂上です。

これまでの議論を丁寧にまとめていただきまして、本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

私からは2点になります。一つは、清水先生や鈴木先生からも御意見がありましたが、

今回の改定の趣旨として、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、保育所にもしっかり幼児教育が根ざしているということをわかりやすく、かつ、整合性を持って提示するということが大事なことかと思えます。

それは子ども・子育て支援新制度において、どの施設で保育・幼児教育を受けても、同じ質のものを子どもたちは享受するという理念がありますので、そこからしますと、5領域に関する「ねらい及び内容」「内容の取扱い」の書き方と「内容」は、教育要領と幼保連携型認定こども園、保育・教育要領との整合性は、図っていただくということが一つ大事ではないかと考えております。

それとあわせて、今回の改定で、1歳以上3歳未満児保育に関する記載が充実される。ここもまた大事なところになると思います。

12ページにある章立てをぱっと見ますと、第2章の「3. 3歳以上児の保育にかかわるねらい及び内容」で領域について細かく出てきます。そうしますと、1歳以上3歳未満児の保育における5領域の考え方を丁寧に書く必要があるかと思えます。

5領域とは、考え方の基本として、子ども、乳幼児の育ちは基本的に各領域が切り分けられないけれども、実際の発達の中では絡まり合っているが、整理して捉える観点として分ければ最低この5つだろうという位置づけでありますので、1歳以上3歳未満でも、この5つの領域の観点は生きてくると思えます。そこが大事なところとして、反映してほしいと考えます。

さらに言いますと、今、0、1、2歳児の小規模保育あるいは家庭的保育事業などもありますので、そこで保育を行う方が3歳以上児の保育ではないから、5領域は読まなくてもよいのではないかとか、読まなくても保育ができるという誤解があってはいけないと思います。したがって、発達の連続性も考えると、1歳以上3歳未満のところにおいても、5領域の捉え方は非常に重要で、さらに3歳以上で各領域の「ねらい及び内容」にどうつなげていくのかをよりしっかり意識するという書き方を、1歳以上3歳未満児の記載で丁寧に書く必要があるかと思えます。

1歳以上3歳未満児はこの5領域がより一体的にもなっているし、養護的な部分ともより切り分けられないところがありますので、その記載を今後、実際に書いていくときに丁寧に書いていければと考えております。

したがって、具体的な章構成の第2章の2節と3節の関係が、さらに言えば1、2、3、4節のところはどう関係するのかを、丁寧に第2章では書いていくことが必要になっていくのかと思えます。

それは解説の役割にもなるかと思うのですが、そこを留意点というか課題としてしっかり意識しておく必要があるかと思いました。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

今までの件について、事務局から何か説明はございますか。

○楠目企画官 5領域の教育内容の部分に関しては、整合性をちゃんととるべきということ強く御意見をいただいて、それを踏まえた改定の方向性とさせていただいているつもりでございます。

私の先ほどの説明が不十分だったのかもしれませんが、保育の計画とか評価とか、そういったことも全体を含めて、完全に全部一致させるのは、少し制度も性質も違うので難しい部分があるのではないかとということを強調し過ぎたかもしれませんが、基本的にはこれまで委員会でご意見をいただいているように、3つの、どの種類の施設に行っても、小学校に上がるときに大事になる5領域はちゃんと同じことが保障されるべきだということ貫いて、整理をさせていただいているつもりでございますので、その点は補足させていただければと思います。

3歳以上のところは、明確に5領域という議論があったと思うのですが、0歳から2歳のところは、5領域はかなり重なり合いが大きく、養護と一体となっている部分も特に年齢が小さくなればなるほどそういうところが大きいので、そこはどういう形になるかが、必ずしもこの委員会の議論として一致してこういう結論だとはなっていなかったかと思えます。ですので、5つの領域があるというのは当然前提に、それが大きく重なり合ったりしているところを踏まえて、どういう書きぶりにするか今後検討ということで、今の時点ではまとめさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

これはまたこれから少し議論していただかないといけないところで、確かに5領域は0歳からそうなのですが、5領域のそれぞれの文言を10書かれているのを見ると、0歳児は具体的にどういうことかは、あることはあるのです。

そのかわり、今度は基本的信頼感とか、愛着行動とか、そういうものを少し入れるということが出来ますので、どう整合性を図るかは、これから技術的にもここで議論していただきたいと思えます。

寺田委員、お願いします。

○寺田委員 ありがとうございます。

本当に丁寧にまとめていただいて、素晴らしい内容になったと感謝申し上げます。

私も2点意見を言わせていただきたいと思います。

1点ですけれども、次世代育成の視点から、中学生との交流のところを乳幼児とくくっていただいたことは大きな一歩だなと感じております。

幼児だけではなくて、赤ちゃんから触れ合っていくこと。このことを保育園や、もちろん幼稚園も認定こども園もそうですが、意識的に子どもと赤ちゃんが触れ合っていく機会をつくっていかないと、ますます子どもを見たことがないという、そのまま育っていくという大人がふえていきますし、そういう子が育児不安を抱えたり、家庭を持ちたくないという傾向が強いということがデータとしても明らかになっておりますので、次世代育成

の視点から、乳児を加え、乳幼児としていただいた点はとてもよろしかったのではないかと思います。

災害の備えを加えていただいたところもよかったのではないかと思います。

もう一点ですけれども、先ほど砂上委員やほかの方たちもおっしゃってくださいましたが、整合性を図るということにおいては、3歳以上の「ねらい」「内容」「内容の取扱い」の部分においては、幼稚園の教育要領、認定こども園、保育所保育指針の両方とも、一致の必要性を感じます。そのことによって、学校教育を担保できるのではないかと思います。

先ほど楠目さんからも御発言をいただきましたけれども、保育所特有の配慮事項については、2章の保育の内容、保育の実施上の配慮の中に、そのあたりのところと、養護と教育の一体性も踏まえたところも加味していただきながら、この中に加えていただくことが大事なのではないかと思っています。

ですので、3歳以上児の5領域に関することなのですけれども、今、汐見委員長もお話しいただきましたが、このところをどのように、3歳未満児の保育の中で考えていくのかは、なかなか配慮が必要なところだと思うのです。無理にそれを進めるがためにぎくしゃくしてしまっているという保育の現場も中にはあるのも事実でございますので、このあたりは養護と教育を十分に加味しながら、5領域でいったらこの領域とこの領域が合わさりながら実際に愛着関係を築きながら、こういうことを行っているのだということを意識しながら保育をすることが必要なのだというようなことが解説書の中で丁寧な書きぶりをしていくことが大事なのではないかと感じます。

以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 大妻女子大学の阿部でございます。

丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。

特に、乳児期の保育について、重要性、保育の年齢を分けて表現するということは、現場の方たちにはわかりやすくなったのではないかと考えております。

乳児あるいは1～2歳児の保育をきちんと書き込むことが、そしてそれを認定こども園にもきちんと、それこそ同じように移行することで、先ほど岡村委員がおっしゃった、命を大切にする。まだ自分ということすらわからない時代の子どもたちの保育をこれだけ重要に見て、こういう内容で保育をしていくのだということをきちんと知らせていくことが、全ての人たちの命を大切にするということにつながっていくのではないかと思います。とてもうれしく思っております。

もう一つですけれども、これから議論されていくことだと思いますが、11ページの「(1)構成の見直しの方向性」の、保育課程の編成です。きょう、いただいたというか、昨今の幼稚園部会の議論を見ていると、保育の内容、教育の内容、課程に関して、3章に別に章立てするような案が出ています。よくよく考えると、内容があって計画も次の章にある

ほうが、意図的に、意識的に保育をしていくことを考えたときに、あるほうがいいのかなどと思って、これからの議論かなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○汐見委員長 ありがとうございました。

おっしゃるとおり、幼稚園教育部会の取りまとめでは、カリキュラムマネジメントという言葉がかなり頻繁に使われて、これはPDCA的に、その園のある状況、親の様子、子どものニーズ等に応じて、丁寧にカリキュラムを作りかえていくような力といいますか、そういうことがずっと強調されているのであって、これは中教審、上から全体がそういう方針になっていますので、そういう趣旨を今回、どのように反映させるかについて、もう少し細かなところでは詰めていかなければいけないことがあると思います。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 関西学院大学の橋本でございます。

いろいろなことに配慮しながらおまとめいただき、ありがとうございました。

保育士の専門性において担うべき保育の内容を、保育所保育指針に明示しておくことが重要であるという一文を中間とりまとめに明記いただいたことは、大変意義があると考えております。

幼稚園や認定こども園における教育・保育の中核的機能の担い手が、幼稚園教諭や保育教諭であることは法律に示されておりますが、保育士が保育所保育の中核的機能を担うことについては、共通認識があるとはいえ、保育園教諭や保育教諭と比較して法的根拠が弱いと言えます。

このような状況の中で、保育士の専門性において担うべき保育の内容を、保育所保育指針に明示しておくことが重要であるということが中間とりまとめに示されたということは、非常に意義があると私は考えております。

ただし、これは保育士以外の保育者や職員を排除するものではなく、保育所が子どもの育ちを支えるためには多様な人々の働きが必要であるからこそ、保育の専門職である保育士が何を担うのかを明確にしておく必要があると私は理解しております。

一方で、保育士が働く場の多様化等を背景として、保育士の専門性の根拠を、保育所保育指針のみに求めること自体が困難になってきていると考えております。

例えば社会福祉士は社会福祉士会という、社会福祉士個人が加入する専門職団体を有し、専門職として倫理綱領をその団体が発行しております。保育士の専門性の基盤となる倫理綱領は、単に狭義の倫理的な問題だけではなくて、専門性の価値であるとか原理、原則などを示すものですが、保育士の専門性の根拠となるものを作成していく必要があると考えております。

それは、これまでのような保育所の園長が代表となり、団体で加入するようなどころではなくて、保育士としてのアイデンティティを有する個人が加入するような組織として、保育士もしくは、今後は保育教諭の専門性を吟味し、力量の向上の基盤となる倫理綱領が

必要であると、今回の検討会の議論を通じて考えました。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

三代川委員、お願いします。

○三代川委員 浦安市の三代川です。

本当に御丁寧にまとめていただき、ありがとうございました。

すごく細かいところなのですが「(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実」で、3ページの「考えられる具体的な保育の内容の例」の1番目の○と2番目の○に、少人数で落ちついた環境を準備するとか、少人数のグループ構成による保育を行うことという記載があります。前回の指針の中で担当制という文言が出てきたりとか、現行の保育指針の中でも特定の保育士という記載があるのですが、その部分が、園もしくは個人によって、内容のとり方がまちまちだったりするということもあったりしました。

実践例として少人数で落ちついた環境がどういうものなのかが具体的に記載されていると、保育に生かしやすいのかなと感じました。

以上です。

○汐見委員長 解説書の役割が大分大きくなりますね。

木戸委員、お願いします。

○木戸委員 今のことに関連しているのかもしれませんが「(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実」について、4点目の保育の内容の記載のあり方についてですが、発達の道筋や順序と保育内容と合わせると記載されていますが、この部分は実際の保育の中で、少し弱い部分だと感じています。

例えば、スプーンとか箸の持ち方の順序性は、保育士は割とイメージができていて、スムーズな移行ができていくように思うのですが、例えばスプーンや箸をどのように持っているときに、はさみではどのような持ち方ができるかとか、ボールはどのように持ったり投げたりできているのかという、ほかの発達の分野との関連性という部分を考えられるということが、教育であり保育者の専門性であると思います。それが考えられることが、職員の資質・専門性の向上で記載されている、的確な子どもの理解にも通じていくものだと思っておりますので、5領域が相互に関連づけられることから、それぞれの発達の姿も関連づけて理解できるような書き方が必要ではないかと思っております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

一応、各委員に発言していただいたと思うのですが、つけ加えて発言することがないようでしたら、今の発言を受けて、今度は秋田副委員長にお願いします。

○秋田副委員長 ありがとうございます。

東京大学の秋田です。



中間とりまとめを皆様の意見を反映して丁寧にまとめてくださったと思っております。一方で、それぞれの委員の先生方のお話を伺いますと、この中身を具体的に指針としてどう書いていくのかというところで、また、さらに大事につながる内容を記載すること、私どもが大事にしたいと考えた保育所保育における幼児教育の位置づけであったり、今回の乳児の1歳、2歳の部分をどうきめ細かく書いていくのかなどのところで、検討が必要であろうと感じております。

先ほど岡村委員、阿部委員からも出ていましたけれども、保育所保育指針がこれまでもとても大事にしてきた言葉、多分、幼稚園教育要領もその精神は同じく大事にしてきているのですが、指針では明言している「子どもの最善の利益」や「人権や倫理」はずっと大事に書いてきたところだと思いますので、その精神を、多様な子どもや保護者が一番することの多い福祉の施設としての大事さというところも忘れず、丁寧に書き込みたいところだと感じました。

資料1-1ではなく、1-2について、大変細かいところではありますが、このポンチ絵1枚で多くの方が理解しようと思えると思うので、この「背景(保育をめぐる近年の状況)」と、中間とりまとめの案との対応を見ますと、ややずれがあるように思います。このポンチ絵だけを読むと、「子ども・子育て支援新制度の施行が幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する」と書かれています。

私たちは、幼児期の学校教育・保育を推進することも大事にして言いますがそれだけではなく、乳幼児期の保育や質、教育の充実を全体に幼児期だけではなく、乳児期からの連続した教育の重要性として言ってきたと思います。しかし、下の2段は、利用児童数の増加とか孤立感とか、虐待件数という量的な問題が出ているのですが、質的な保障のことが、書かれていません。したがってこれだけを読んでも、子ども・子育て支援新制度は幼児期の教育と地域の子どもの子育て支援の2点を推進していると誤解が生まれるといけませんので、このあたりは丁寧に文言を御検討いただけるとよろしいのかなとは感じました。

まだまだこれから、今のこれが中間とりまとめなので、今度は具体的な分野、解説書に至るところで慎重な吟味が必要かなと思います。

以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

抜本的に書きかえろという意見が出たらどうしようと思ったのですが、皆さんが大体好意的に、個々には細かな論点はまだまだこれからあると思いますけれども、受けとめてくださって大変うれしく思っています。

これから、さらに、これに基づいて実際の指針文書の策定、解説書のあれが入りまして、それがそろった上で最終まとめとなりますが、今回の中間とりまとめはこういう内容で社会に提出してよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○汐見委員長 ありがとうございます。

これから、いろいろなところにお話を進ませていきたいと思います。

本日は、議論はこれだけだったのですけれども、私からひとつお礼とこれからのことについて、少し申し上げさせていただきます。

資料にございますけれども、最初が12月4日だったと思うのです。昨年12月4日に第1回の委員会が開かれまして、ほぼ1月に1回ぐらいのペースで、第8回でここまでまとめていただきました。その間、本当に熱心に御議論いただきましたし、さまざまな意見を聞かせていただきまして、私としては、いい中間とりまとめができたと思っております。

それまでの御尽力に本当に感謝を申し上げます。

途中で、さまざまな資料を出していただいて、それを反映することで、よりエビデンスベースの質の内容になってきていると思うのです。その点でも、大変な御協力をありがとうございました。

私はずっと何度か読んでみて、前回の10年前の委員会のときは、私は直接かかわってなくて、そのときは幼稚園のほうのあれだったのですが、一つ違うと感じたのは、世界的に幼児教育重視策のほうにばっと動いている中で、保育園、幼稚園、認定こども園が別々に動いている時代ではもうないだろうということで、可能な限り中身を一致させて、日本の幼児教育の水準を示さなければいけないという点で、初めからすごく協力的に進んできたというところが、新しい特色だったのではないかという気がいたします。

その点で、結果として、保育所保育指針の中に、日本の幼児教育を担うのだという決意が以前に比べてはるかに出てきた文書になるのではないかと思います。

あわせて、乳児保育のところが今回、詳しく書かれますけれども、秋田さんのところのように、東大の中にも乳児保育の研究をするようなところが出てきていて、やはり幼児教育だけではだめで、乳幼児の教育だという方向に動いている。そういうことについて、ちょうど歩みを合わせているような指針になっていくのではないかと思います。そういう点でも、いい内容の指針ができるのではないかと期待しております。

今後、スケジュールを事務局から提案してもらいますが、これまで関係者からさまざまな聞き取りを行って、その意見についても可能な限り反映しようとしているのですが、この文書を発表することで、さらにいろいろな保育関係者の、こういう形で文書ができましたと。ひいては、御意見があればという形で、事務局に御尽力いただいて、さまざまな関係団体でまだまだ意見を求めているところもたくさんございますので、そういうところからもし声があったら、なるべく丁寧に対応していきたいと思っておりますので、場合によっては御協力いただくかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、少し細かなところで文言の修正が幾つかあったような気がいたしますが、これについては、私と秋田さんにお任せいただいてよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○汐見委員長 また、それについては、結果を御連絡したいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお願いいたします。

○楠目企画官 今後のスケジュールですけれども、次回については、現在、未定でございますので、また改めまして日程調整させていただきたいと思います。

以上でございます。

○汐見委員長 これから、多分、中間とりまとめを踏まえた今後の作業等について御提案があると思いますので、引き続きよろしく御協力をお願いします。

以上となります。

では、終わります。